

令和4年度北上市議会教育民生常任委員会 行政視察報告書

1 期 間

令和5年1月19日（木）及び27日（金）

2 視察先及び視察内容

(1) 福島県伊達市（1月19日）

健幸都市の取り組みについて（健幸都市基本計画、市民への健康意識の普及啓発、健康クラブfine、特定健診受診率向上のための取り組みなど）

(2) 町田市社会福祉協議会（1月27日）

市民後見人の育成について

3 参加者

委員長	小 原 享 子	
副委員長	武 田 勝	
委 員	高 橋 久美子	
	昆 野 将 之	
	佐 藤 惠 子	
	藤 本 金 樹	
	梅 木 忍	※伊達市は欠席

同 行	健康こども部長	高 橋 昌 弘（1/19伊達市）
	長寿介護課長	高 橋 敦 史（1/27町田市社会福祉協議会）
随 行	議会事務局主任	高 橋 明日香

伊達市の概要

面積：265.1平方キロメートル

人口：56,389人（令和4年12月1日現在）

- ・福島県の北部に位置し、県都福島市の北東に隣接している。東に阿武隈山系の霊山、西に吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる福島盆地の中にある。市役所本庁舎のある保原は海拔約50メートルのところに位置し、市の西部には阿武隈川が流れている。
- ・市の西部を国道4号とJR東北本線が南北に走っているほか、南部を国道115号が東西に、中心部を国道349号・国道399号が走っている。平成18年1月1日に5町が新設合併し現在の伊達市が発足した。全体面積のうち65%を森林と農地が占めている。

説明者

伊達市健康福祉部 参事長 沢弘美様
同 健幸都市づくり課長 富田昭子様
同 健幸都市づくり課元気づくり係長 菅野茂明様
同 健幸都市づくり課健幸都市推進係長 菅野洋平様
同 国保年金課給付係長 岡景子様

視察内容

健幸都市基本計画について

(1) 策定までの経緯

- ・平成18年度、町村合併により伊達市発足。少子高齢社会に対し地域に合った施策が必要と考え各種健康施策に取り組む。
- ・平成21年年度、SWC首長研究会に参加。健康政策+まちづくりの「健康なまちづくり政策」をベースにしたまちづくりをしなければ健幸都市には結びつかないということから、健幸のまちづくり政策に舵を切った。
- ・平成23年度、原発事故発生の影響もあったことから、健幸都市宣言を行い、また、

健幸都市実現を目的に、伊達市健幸都市基本構想を策定。

- ・平成25年度、伊達市健幸都市基本条例を制定。
- ・平成26年度、伊達市健幸都市基本計画を策定。健康に関する様々な施策、事業を総合的・体系的に整理し、事業展開の指針とするための計画として、「健康づくり」「暮らしづくり」「ひとづくり」を基本方針としている。

(2) 健幸づくり

生活習慣病予防～介護予防まで、一体的・連続的な「予防重視型の健康づくり施策」に取り組む必要があることから、元気づくりシステムを導入。

[元気づくり会の実施状況]

- ・NPO法人いなべ市元気づくり大学の支援を受け、集会所に集ってもらい運動するなど、「身近な場所」で健康づくりに取り組む人を増やすしくみを構築。
- ・集会所コースでは、コーディネーターによる指導を半年間受講した後に、元気リーダーコースに移行。令和3年度は131会場に拡大した。

[効果]

- ・アンケート結果では、体の変化や社会的行動の活発化などが挙げられた。

(3) 暮らしづくり

全市への波及を目的に2つの健幸都市モデル地区を設定。

① 掛田地区（市街地） ハード+ソフト事業

- ・歩いて暮らせるまちを目指し、インフラ整備としてイメージハンプ、ゾーン30の整備、歩いていて休憩が出来る場所ということでポケットパークを整備。
- ・掛田高齢者専用住宅を整備。
→コンパクトビレッジを目的に高齢者の市街地への住み替えを促す。入居者同士が助け合い・見守りあいながら元気で安心して暮らすための高齢者専用住宅。現在6世帯が入居している（満室）。
- ・ソフト事業としてイベント的なものを実施。（ex. キャンドルナイトウォーク、だてマルシェなど）

② 白根地区（中山間地域） 地域住民との協働

- ・白根地区協議会や各専門部会でワークショップを行い、発信方法などについて検討。これにより、地区の健幸まちづくり計画を組み立てて、健幸サロン事業や雁形山登山ルート整備などの事業に取り組んだ。
- ・令和4年4月には閉校になった小学校を活用し、地区交流館と運動施設・交流施設

を兼ね備えた健幸拠点施設がオープン。

[主な効果]

掛田地区

- ・生活習慣病リスクの減少
- ・日常生活の歩数が増加
- ・NPO設立により、まちなかサロンが交流拠点となり、地域コミュニティの維持に貢献

白根地区

- ・生活習慣病リスクの減少、高血圧リスクの減少
- ・健康拠点の整備により、日常的な運動の場・交流の場として地域内外から利用

(4) ひとつづくり

- ・市民の健幸意識の向上として、講演会等（情報提供）、市民皆スポーツ・運動（環境・施設整備）、だてな健幸ポイント事業（インセンティブ制度）などを実施。
- ・庁内連携として、SWC（健幸都市）推進会議を開催。財務部・教育部・建設部・産業部・各総合支所など、関係部署との連携及び取組の共有を図った。
- ・イノベーター養成として、平成25年度～平成29年度までSWC職員研修を実施。新採用職員に対しても研修を実施している。
- ・だてな健康ポイント事業
…平成29年度にスタートし、令和2年度に現在のだてな健幸ポイント事業にリニューアルした。福島県の「ふくしま健民パスポート事業」と連携して展開している。参加者は2,018人（R4.3末時点）、スマホ参加は74.1%、記録用紙での参加は25.9%となっている。

(5) 取組の成果

「健康づくり」

- ・元気づくり会の拡大（平成26年度：5か所→令和3年度：131か所）
- ・子どもの屋内運動施設の整備、健幸拠点の整備（ウェルネスサテライト等）

「暮らしづくり」

- ・歩行者優先の環境整備（カラー舗装、イメージハンブ等）
- ・健幸イベント（だてマルシェ）の開催

「ひとつづくり」

- ・健幸ポイント事業の展開（参加者は平成26年度：1,000人→令和3年度：2,018人）など

(6) 今後の課題

健康づくり

- ✓ 健康無関心層や働き盛り世代に対する効果的なアプローチ方法の検討
- ✓ 交通弱者が通所型事業に参加するための交通手段確保
- ✓ 総合型地域スポーツクラブの対象者拡大に合わせ、運動習慣化事業と連携した事業展開
- ✓ 健康拠点の積極的な利用促進、ソフト事業の展開

暮らしづくり

- ✓ 安全、安心な歩行者空間の整備の継続
- ✓ 利用しやすいデマンドタクシー運行方法の構築、利用促進
- ✓ まちなかへ人が集まる仕掛けづくり、市民協働による事業継続

ひとづくり

- ✓ 年齢問わず参加できる健康づくりイベントの創出
- ✓ 子どものころからの健幸意識の醸成、心の教育の推進
- ✓ ボランティアの育成、支援を受けたい人と支援できる人のコーディネート機能の充実

健幸クラブfineについて

(1) 概要

- ・一般社団法人ふくしまスポーツプロモーションに運営を委託
- ・会員入会制（入会費・年会費は無料）
- ・参加料：Aタイプは無料・送迎あり、B/Cタイプは1回200円
- ・市内5か所で実施する通所型の運動事業でタイプの異なる3つの教室を展開。主にマシン機器等を使用しながら、健康運動指導士（※）による参加者一人ひとりに合わせた負荷設定などを行い、効率よく筋力トレーニングができるよう支援している

（※）健康運動指導士…個人の心身の状態に応じた、安全で効果的な運動を実施するための運動プログラムの作成及び指導を行う者。（公財）健康・体力づくり事業財団により認定される

[タイプ別概要]

タイプ	対象者	目的	R3延べ人数
A	低体力者/要支援者	転倒予防のため下半身の筋力アップに特化 ＜個人に合わせたメニュー＞	373人
B	市内在住・在勤者 18歳以上	健康運動習慣化・生活習慣病の予防と改善 ＜筋トレ・有酸素運動等＞	23,740人
B(開放)		健康運動習慣化・生活習慣病の予防と改善 ＜筋トレ・有酸素運動＞	2,418人
C		健康運動のきっかけづくり ＜ヨガ・ストレッチ・エクササイズ等＞	2,306人

[特 徴]

① 健康運動指導士が運動指導を行う

- ・運動生理学や医学的知識を基に運動習慣の見直しを行い、健康の維持増進をサポート・指導している

② タイプの異なる3つの教室を自由に選べる

※ Aタイプは医師の診断書をもとに教室のタイプ（可否）を判断

- ・すべての教室に健康運動指導士が管理していることで、体力や運動経験に関係なく、幅広い利用者に安全かつ効果的な運動指導ができる

(2) 今後の課題

- ・事業評価、成果の見える化
…今後、医療費や要介護認定に及ぼす影響について調査研究予定
- ・総合型スポーツクラブとの連携調整
…令和4年度から総合型スポーツクラブが発足しており、各種運動教室を開催している
- ・事業内容の精査、見直し等
…民間のスポーツジムも増加しており、参加者の属性にも偏りがある

特定健診の取り組み

(1) 受診者の状況

- ・令和元年度には過去最高の受診率50.5%を達成
- ・令和2年度はコロナの影響で41.7%となったが、令和3年度は49.6%に回復した

- ・受診者の大半が60歳以上となっており、男性より女性のほうが受診率が高い状況

(2) 令和4年度の実施体制

期 間 8月～11月のうち43日間

方 法 集団検診

会 場 5会場（旧町単位）＋1会場

※ 完全予約制（30分あたり25名前後）。予約方法はwebか電話

(3) 受診勧奨方法

全体的

- ・対象者へ書類（パンフレットや受診券など）を送付。そのほか市の広報やSNS

未受診者

- ・勧奨ハガキ

…厚労省が推奨するナッジ理論活用による受診勧奨。過去の受診履歴やレセプト情報から7タイプに分けデザインを変えている（デザインは毎年変更）

- ・医療機関での受診勧奨

…ナッジ理論を活用した勧奨リーフレットを作成し、伊達医師会所属の医療機関に送付。かかりつけ医からも受診をすすめてもらうよう依頼している

(3) 受診率向上のための取組み

- ・がん検診と同時に実施

…肺がん、大腸がん、胃がん、前立腺がん検診等も特定健診と同日・同会場で実施

- ・みなし健診事業

…国保の人が個別に人間ドック等を受診した場合、結果を市に提供すればクオカード（1,000円分）を贈呈している

所 感

○小原 享子委員長

1. 健康づくりの手法

- ・元気づくり会「身近な場所」で健康づくりに取り組む人を増やす「しくみ」は、当市の100歳体操にあたるものと思うが、コーディネーターが6か月間指導した上で、自主活動に移行するというのは、より確かな知識のもと実施できているのではと思った。
- ・歩きたくなるレシピ集や、健康器具の設置（歩く＋ストレッチ）が公園・ウォーキングコース上にあると、更に歩く楽しみにはつながるかもしれない。当市においても、ウォーキングコースが設置されているので、周知と共に＋αの楽しみがあってもいいと思う。
- ・だてな健康ポイント事業、当市より参加率は高い。当市の健康福祉ポイント事業の利用状況、3000P達成状況を確認したい。また、当市の健康福祉ポイントのお知らせで、ウォーキングコースのみではなく、多くの健康づくりイベントをPRしているが、PR事業の認知度はどうか、周知する方法の検討が必要と思う。

2. 健幸クラブFine

- ・健康運動指導士の指導により参加者が低料金で自分に合わせた筋力トレーニングが行えるのは魅力的。体力に自信のない人も参加しやすい内容と思った。
- ・若い人も、ジムなどを利用するようになってきた状況を考えると、興味を持つ方も多いと思う。タイプ別の教室から選べることで、運動が継続できると感じた。
- ・ただ、民間のスポーツクラブやジムも増

えて来ている状況の中、民間事業者との住み分けをどうするかは課題だと思う。

しかし、利用者の8割が60代以上というのは、民間スポーツクラブ利用よりハードルが低く、利用しやすい施設とは言える。健康運動指導士などの指導や、筋力トレーニングができる機会を作ることができないものか検討してもいいと思う。

3. 特定健診について

- ・若い方の受診者数が低いのは当市と同じだが、全体の受診者数は50%に達している。
- ・受診勧奨の方法が、完全予約制でSNSや電話で予約できるということだったが、予約制であれば、予約日に合わせて行動することから健診割合は高くなると思う。ただ、職員の体制を整えないと、予約調整は難しいかもしれない。
- ・勧奨方法は、ナッジ理論（行動経済学）活用し、健康受診履歴・レセプト情報から7タイプに分け、効果的内容を選択し勧奨している業者に委託している。当市と同じではないかと思った。
- ・医療機関、かかりつけ医から特定健診の受診を進めてもらうのは効果的かもしれない。当市でも、医療機関でも個別健診を受けられる診療所も多いことから、医師や医療機関で進めてもらう事も効果があると思う。
- ・受診率向上のための取組みとしての、土曜日、日曜日の健診実施や、がん検診（肺がん検診、大腸がん検診、胃がん健診、前立腺がん検診等）と同時に実施もしていたが、実際の受診者数を含めた実施状況、問題点等お聞きしたいと思った。可能なら、レディース健診として、女性

特有のがん検診もできる体制が取れば、効果的とは思う。

- ・みなし健診事業として、人間ドック等受診者、健診結果を市に提供すれば、QUOカード1,000円分を送る事業を行い、その受診者を保健指導にもつなげていた。当市においても、人間ドックを特定健診の受診にみなせるなら検討してはどうかと思った。

○武田 勝副委員長

伊達市の歴史は、800年前の平安時代にさかのぼるといいますが、歴史をながめると、南北朝時代に伊達市と私ども北上市とは浅からぬご縁があるようです。伊達氏7代行朝は、南朝方である陸奥守北畠顕家に重臣として仕え、北朝と戦ったという事ですが、北上市の和賀煤孫氏も南朝方で、北畠顕家の国代である南部氏と共に、津軽の武家方と戦っています。先祖が同じ南朝方であったという事で、ご縁を感じておりますが、しかし伊達氏はその後、伊達政宗という日本を代表する戦国武将を排出しますから、私どもとはだいぶ格が違います。今回、伊達市視察で「伊達市健幸都市計画」について研修でき、大変勉強になりました。今後、北上市においても、「健康なまちづくり」の参考にしていきたい。

○高橋 久美子委員

趣旨

安心して歳がとれるまちを目指し条例が制定された。健幸都市部 基本計画のもと、特定健診受診率の向上に努めている。

所感

- ・特定健診受診率向上には、市民の健康意

識の普及啓発が1番重要であり、それでも受診しない健康無関心層への対策を深める必要があると感じた。

- ・当市にはない休日健診の実施、未受診の方への受診勧奨ハガキのデザイン工夫、協会けんぽと協働しての事業などは効果的だと思った。かかりつけ医が患者に健診勧奨の徹底を行うことが1番の受診率向上につながると思った。もしくは日時指定の案内、変更時のみ連絡も良いと感じた。
- ・健康づくりの面では、健幸拠点の整備とともに、地域から遠い拠点の場合は、送迎が無料で行われていることに感動した。
- ・当市と同じ健康ポイント制度も頑張れば頑張るだけアップし、モチベーションが上がるといった。

○昆野 将之委員

地域通貨 健幸マイレージの発行。歩に応じてポイント付与。ほかのサービスに使えるのが面白い。

高齢者専用共同住宅を整備している。山間部の高齢世帯を都市部の共同住宅に住んでもらう。当初、利用者はいなかったが、現在は利用されている。奇抜な事業だと思ったが、需要があるのは驚いた。住宅の数が少ないが、数が増えたらどのような結果が出るのか、気になった。

公園に健康器具を設置して（行きたくなる公園）を整備している。公園の遊具が減ってきている中、健康器具を整備しているのがすごいと思った。

市が独自に簡易スポーツクラブのような健幸fineを市内4か所で行っている。市内に民間のクラブができたとのことで、そち

らに移行していくらしいが、市独自ですごく
と思ったが、人によっては市で行ってい
るほうに通いやすい人もいないのではな
いと思った。

○佐藤 恵子委員

伊達市の国保の特定健診について

受診勧奨の方法…全員を対象

完全予約制…予約方法…WEB、電話～7月
と9月の2回

6月 特定健診対象者に書類等を郵送

7月 市政だよりで健診の予約について
の広報

8月 SNSで健診の予約について広報

医師会所属の医療機関にお願いし、かか
りつけ医の医師から特定健診の受診を勧め
て頂くよう依頼する

各医療機関にリーフレットの設置、配布
により勧奨して頂いている

以上の企画で伊達市では受診勧奨に取り
組んでおりました。このような企画であれ
ば北上市でもやってみるべきです。

○藤本 金樹委員

当北上市では特定検診受信者数の伸び悩
みを踏まえ、「健幸都市計画」の中で受信
者増加への取り組みは見習うべき事項が見
受けられ以下に記します。

1. 少子高齢化に伴う人口減少社会に向
けた地域づくりをどのようにして行く
か、そのためには市民が健康で社会生
活を営んでいくことを目指すことが大事
とし、特にも高齢者の積極的参加を促
す政策は当市でも参考にすべきではな
いでしょうか？

2. 中山間地域では、当市でも見られる
ように利便性の欠如から若者が寄り付
かず高齢者の一人暮らしが見受けられ
ている状況から、積極的に中心市街地
へ移住させた事例を紹介されているの
で、移住者の参道を得るのは難しいよ
うであったが、今後は地域づくりとイ
ンフラ老朽化を考えるとコンパクトシ
ティ推進派ではないが必要な政策考
えていく時期ではないだろうか？

3. 特定検診受診者増に向けた取り組み
は、当市と違う部分は扶養家族にまで
範囲を広げ市民全体に健康都市を浸透
させていることは、現在明確な受診者
の増加としては現れていないが、微増
傾向がうかがえることから期待でき
るのではないだろうか、財政上にお
いて扶養家族受診者費用は受診者より徴
収し後一般会計に戻しているようで、
財政処理場も明確である。

4. 課題としては、当市でも見受けられ
ている、60歳未満の方の受診者数が
少なくその方々への受診増に向けたア
プローチに苦慮している(関心を示さ
ない現状)とのことでした。

60歳定年までは勤め先で受診は会
社指導で行っていることから、検診に
ついてあまり煩わしさは感じないと思
われるが、若い時から自営業、又は中
小零細企業従事であれば受診に積極
的ではなく受診経験も少なく、その延
長として受診されていないのではない
だろうか、今後はこの部分に向けた取
組みを考えていきたい。

町田市社会福祉協議会の概要

- ・昭和33年に任意団体として創立した後、昭和44年に社会福祉法人として認可。平成30年に創立60周年を迎えた。「誰もが安心してしあわせに暮らせるまちづくり」をすすめるために、市民や民生委員、社会福祉関係者や関係機関などの参加・協力のもと「福祉のまちづくり」に取り組んでいる。
- ・平成19年（2007年）から成年後見制度の周知や権利擁護に関する相談に対応するためのセンター設置を検討し、町田市からの委託事業により平成21年（2009年）4月福祉サポートまちだを開設した。

※ 町田市の状況（令和5年1月1日現在）

人口43万831人（うち65歳以上11万7,217人、高齢化率27.20%）

説明者

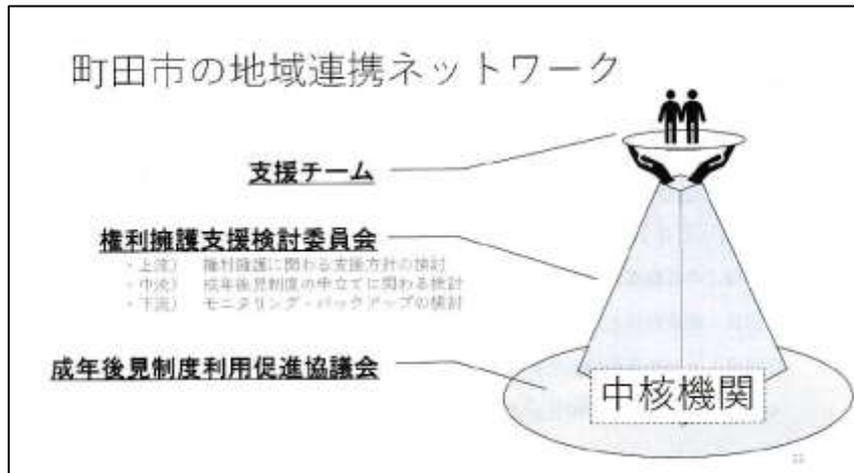
町田市社会福祉協議会	相談支援課相談支援係	仲 泊 昌 仁様
同		畔 上 玄 太様
町田市地域福祉部福祉総務課	増 田 彩 乃様	
同	八 木 豪 史様	

視察内容

1 町田市のこれまでの取組

- 2009年度（平成21年度） 成年後見制度推進機関の設置
- 2018年度（平成30年度） 事業充実検討委員会の設置
- ・ 5回の委員会を開催し、成年後見制度利用促進基本計画が求める成年後見制度推進機関としての今後の取組について、「広報機能」「相談機能」「後見人支援機能」等5つについて検討を行った。

- 2019年度（令和元年度） 事業充実具体化委員会の設置
 - ・ 4回の委員会を開催し、短期の取組について、議論を深め、具体的な仕組みにするため、整理が必要な項目の検討を行った。
- 2020年度（令和2年度）成年後見制度中核機関の設置



視察資料より

2 市民後見人の育成

(1) 育成委員会の立ち上げ・委員会での検討内容

- ・ 町田市では、平成24年4月の改正老人福祉法施行後、平成24年12月～平成26年1月にかけて市民後見人育成検討委員会を5回実施。育成の流れやカリキュラム等について検討した。
- ・ 平成26年4月に市民後見人育成委員会を組織。市民後見人育成委員会は現在でも年4回開催している。

[委員会構成]

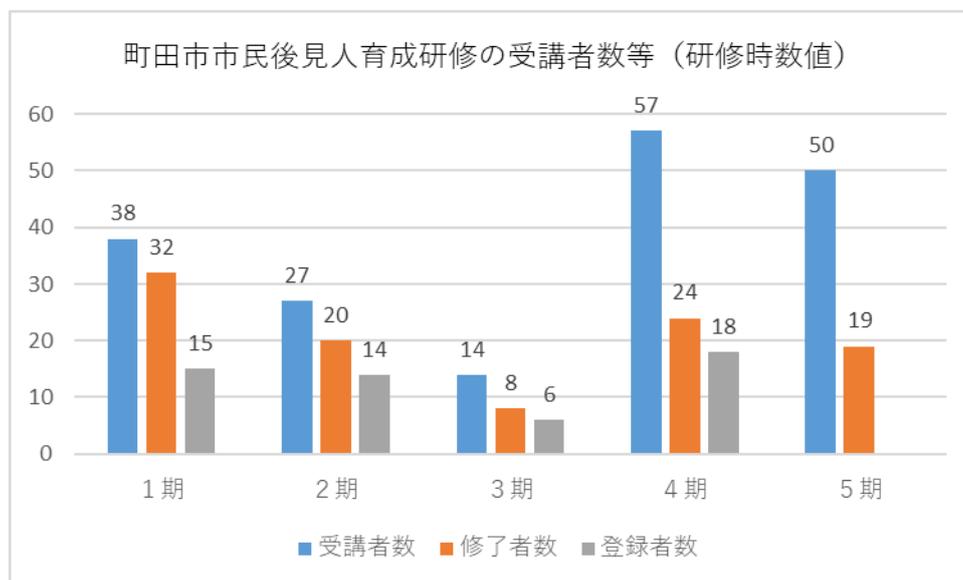
専門職等（学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士）
 行政（町田市高齢者福祉課） ※ 事務局は社協、町田市福祉総務課

[委員会での検討内容]

- ① 育成事業実施時の受講者選考、生活支援員登録者選考及び市民後見人候補者の登録更新について審査し、判断を示すこと
- ② 市民後見人育成事業実施に伴うカリキュラム及びテキストに関すること
- ③ 受任候補者の調整及び推薦に関し、判断を示すこと
- ④ 後見業務及び法人後見監査業務に関する相談助言
- ⑤ その他、前条の目的を達成するために必要なこと

(2) 育成研修

- ・平成26年度から2年に1回のペースで育成を継続中。現在は第5期の後半。



視察資料を元に作成

- ・市民の意識啓発の場として第4期からコースを3種類用意したことにより、受講者数が増加した。
- ・研修の周知は、社協だより、広報まちだ（市の広報）のほか、包括支援センターや図書館にチラシを配置。
- ・コロナ禍の工夫として、オンラインや動画配信スタイルでも研修を実施した。結果として、町田市市民後見人の登録者数は令和4年度現在75名（累計）。単年度では45名の登録者数となっている。

① 市民後見人育成コース

- ・市民後見人を目指す方を対象としたコースで、すべての科目の履修が必須。
- ・1年目：基礎研修
…10日間18科目。知的障がい者への理解や家族法・財産法、介護保険制度などについて学ぶ。講師は学識経験者や施設職員など様々。受講後、レポートや確認テスト、集団討論などの決定審査を経て2年目に進む。
- ・2年目：実務者研修
…6日間の集合研修、2日間の施設実習に加え、生活支援員活動を年12回以上行う。その後、面接等の選考審査を経て市民後見人として登録される。

② 成年後見サポーターコース

- ・成年後見制度や市民後見人に関する正しい知識を身に付け、制度の周知活動等のボランティア活動に参加協力していただける方を対象としている。指定3科目の受講

がサポーター登録の要件。

③ 聴講コース

- ・ とりあえず興味関心のある方を対象としたコース。

(3) 市民後見人登録後の取組・フォローアップ体制

- ・ 登録後3年ごとに面接を実施し、登録継続の意思確認などを行っているほか、フォローアップ研修（年4回）などを実施。

4 市民後見人の受任

(1) 町田市市民後見人の受任要件

- ① 類型（後見、保佐、補助）は問わない
- ② 地域住民によるきめ細かな見守り等の支援が必要である事案
- ③ 親族間の紛争性がない、親族の後見人等候補者がいないなど6項目に該当するもの

(2) 受任実績

- ・ 町田市市民後見人の受任者数は、令和4年度現在68名（累計）。単年度では8件の受任（後見7、保佐1）となっている。

[2022/12/31現在]

登録者総数	45名（都型8名、1期9名、2期7名、3期4名、4期17名）
受任件数	31件（後見 23、保佐 6、補助 2）
監督件数	26件（後見 18、保佐 6、補助 2）
受任のべ件数	68件（後見 52、保佐 12、補助 4）

(3) 受任までの流れ・受任後のフォロー

- 例
- ① 委員会での検討、関係機関からの選出依頼
 - ② 候補者調整
 - ③ 受任案件マッチング会議（妥当性、候補者のマッチング）
 - ④ 候補者面接申立て
 - ⑤ 引継ぎカンファレンス

※ 原則として、市民後見人が受任した案件は町田市社協が監督している

- ・受任後のフォローとして、定期報告（初回、3か月ごとの報告、家裁へ提出する年間報告の確認など）や、相談ペーパーやメール・電話等による随時相談受付を実施しているほか、専門職の委員による受任者面接（受任3か月後と年1回）を実施。

5 成年後見サポーター

- ・令和元年度から、育成研修に「成年後見サポーターコース」を設置し、養成と登録を開始した。成年後見制度の普及啓発などを目的としているが、イベント運営や配送の際のサポートなどに限られており、活用には至っていないのが現状とのこと。
- ・現在のサポーター登録者は64名

6 権利擁護支援検討委員会について

[内容]

- ・権利擁護に関わる支援方針や成年後見制度の申立てに関わること、モニタリング・バックアップについて検討を行っている。原則1か月に1回開催。

[委員会構成]

専門職…弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、ケアマネ、学識経験者
行政 …町田市高齢者福祉課、障がい福祉課、生活援護課

※ 事務局は町田市社協、町田市福祉総務課

[モニタリング・バックアップについて]

- ・審判が下りたら変わらない静的な制度利用から、本人の状況に応じて変化する動的な制度利用に向けた活用を目指している。必要に応じて検討委員会への提案を案内。
例) 本人や支援関係者との関係性に変化が生じた、類型や代理・同意権を変更する必要性を感じる、成年後見人等の追加や交代が必要、など

7 後見制度利用促進協議会について

[主な審議内容] 年2回開催

- ・成年後見制度の利用促進に関する基本的事項
- ・福祉サポートまちだが実施する事業の監督に関する事項
- ・その他成年後見制度の利用促進等に関する事項の審議

[委員会構成]

専門職…弁護士・司法書士・社会福祉士などの各団体から
行政 …町田市高齢者福祉課・障がい福祉課・生活援護課

※ 事務局は町田市社協、町田市福祉総務課

8 町田市社協が行政に求めること

在宅で生活する障がい者の申立て支援について、65歳以上の高齢者と同様に、市内の障がい者支援センターに担ってほしいとのことだった。（65歳未満で成年後見制度を必要とする障がい者の申立て支援は、現在福祉サポートまちだが担当している）

9 今後の課題と捉えていること

- (1) 支援者の成年後見制度や成年後見人に対する捉え方
 - ① 日常生活に関わる支援者の役割
 - ② 成年後見人は万能ではない（後見人ができることは限られており、本人に関わる支援者のうちの一人であること）
- (2) 本人の状態に合わせた成年後見制度の柔軟な活用
 - ① 類型や代理権・同意権の変更
 - ② 本人の状態に応じた成年後見人の交代

10 今後取り組みたいと考えていること

- ・成年後見サポーターの活用（成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要とするまでではないが、つながっておく必要のある人への定期訪問など）
- ・任意後見制度への支援（任意後見契約段階、契約後～監督人選任までの橋渡し、任意後見監督人選任の申立て支援）
- ・未成年後見制度の申立て支援（件数は少ないものの相談はある）
- ・コミュニケーションツールの拡充（現在はパンフレットや言語などでのコミュニケーションだが、今後はトーキングマットなど、言語のみに頼らずに本人の気持ちを引き出すツールについて検討・拡充したい）

主な質疑

- Q. モニタリング・バックアップに関して、一度決定されたら交代等はできないものと思っていたが。
- A. 特別法律で禁止されているものではない。これまでも特にそういったハードルはなかったが、交代という発想がなかったために、一度後見人がついたらずっとその人という考え方が出来上がっていったと思われる。最近の日本社会の方針としても、これからはその人に合っている支援者は誰かということに重きを置いて、しっかりみんなで考えていこうとなっている。ただ、被後見人の考え方も全員がそのようになっているわけではないので、我々としては、本人にとって誰がベストなのかということのポイントに、今後もみんなで一緒に考えていきたい。
- Q. サポーターは今後も無報酬でいこうと考えているか。
- A. 基本的にはボランティアでやってもらおうと考えている。複雑な案件になってしまうと負担が重くなるので、ボランティアでできる範囲の活動で、定期的な訪問（特別問題は抱えていないけれども誰かのつながりが必要な程度の軽いケースを想定）を行っていかれたらと思っている。
- Q. サポーターコースや聴講コースから（養成コースに移行して）市民後見人になった人はいるか。
- A. 具体の数字は手元にないが、毎回一定数はいる。
- Q. 養成コースは、仕事をしていても受講できるようなカリキュラムか。
- A. 第5期育成研修では、参集しての受講のみではなく、オンライン（zoomを利用）での受講や、動画視聴による受講など、その人の都合に合わせた受講スタイルが選べるような形をとった。ただ、後半の実務者研修（実習）では1年間で12回以上の生活支援活動をしてもらうこととしており、町田市社協と雇用契約を結んで生活支援員になってもらう必要がある。また、その活動も平日の日中（金融機関が開いている時間帯）となるので、副業が禁止されていたり平日の活動が難しい方は断念することもある。
- Q. 市民後見人育成研修の受講者属性や傾向は。昔と今で変化はあるか。
- A. 特にないと感じている。属性も様々で、会社勤めをしていた方や、会社を経営していた方などが、退職を期に社会貢献活動に携わりたいということで来ていただいていると感じている。

Q. 最終的な後見人の決定は家庭裁判所が行っていると思うのだが、なぜ町田市は市民後見人の選ばれる割合が多いのか。

A. 東京は専門職や金融機関が多い。後見人の選出に関しても、岩手県がどのような状況かは分からないが、町田市の場合裁判所一任というのはかなり少ない。また、早期から市民後見人の育成に取り組んできた実績や、そのサポート体制についても裁判所は分かっているので、裁判所と中核機関の関係性の違いというのも理由の一つとしてあると思う。

Q. カリキュラム内容（座学の項目）は、何か国で示しているものを基にしているのか。

A. 参考にしている部分もあったと思うが、第1期研修を実施する際に、どのような市民後見人を育てていきたいかということについて、時間をかけてしっかり議論した経緯があり、そこがベースになっていると聞いている。



▲伊達市行政視察のようす



▲町田市社会福祉協議会行政視察のようす

所 感

○小原 享子委員長

43万人の人口の中、市民後見人登録者75名は、市民後見人の育成の難しさを感じた。権利擁護の必要な方を支援したいという意欲の持つ方をどの様に増やすかが課題である。また、市民後見人育成研修を受講しても、実務研修、登録となると更にハードルは高いと感じた。しかし、市民後見人でも対応できる状況の方がいることから、ひとりでも必要な方の権利を守れる体制づくりは必要である。当市において、どれだけの人が興味を持ってくれるか課題は多いが、市民後見人育成に向けて検討を加速化させることが必要と思う。

市民後見人の育成カリキュラムについて

基礎研修、実務者研修など検討するうえでも、専門職で委員を構成する検討委員会が必要である。市民後見人に求められる制度や法的内容から、実務に関することまで専門的知識が必要。大学への協力依頼も必用と考える。実務者研修は、町田市においては、社会福祉協議会と雇用関係を結び、生活支援員としての活動を経験していた。当市に於いても、可能か検討が必要と思う。市民後見人が実際に活動するためには、フォローできる体制や、監督人の関わりも重要と思う。町田市のように、困ったとき、専門家のアドバイスを受けられる状況を作り出しておくことも必要である。市民後見人が活躍するためには、受任後の体制までの計画が必要である。

成年後見サポーター制度

市民後見人に興味を持った人が、まず基礎研修のみでも受けてみようと思う人を確保するうえでも重要と感じた。知識を得たいと思う人はいると思うので、市民後見人の前段階として育成することも、市民に成年後見制度を知ってもらうチャンスと思う。

成年後見サポーターは、制度の普及啓発や成年後見制度でもなく、日常生活自立支援事業でもないが、つながっておく必要のある人へ定期訪問を考えているという事であったが、相談があった時点では制度に結び付かなかつたとしても、近い将来必要と思われるケースはある。その方々と、この制度について知識を得た方々が関わっていくことも予防的視点からも、またサポーターから更に市民後見人を目指すきっかけにもなるかもしれないと思う。

○武田 勝副委員長

1、成年後見制度とは、判断能力が低下した高齢者、知的障がい者、精神障がい者、精神障がい者などの形の財産管理や契約を補助したり代理する人を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

2、町田市社会福祉協議会は成年後見等実施機関（中核機関）として2018年に福祉サポートまちだ事業充実検討委員会を設置しました。

3、町田市における体制の特徴

(1)中核機関の体制

福祉サポートまちだは、設立して10年が経過し、現在の職員体制は合計6名（正職員3名、嘱託職員3名）で、町田市の委託費のほか、市社協の独自予算も入れて財源を確保している。日常生活自立支援事業に関しては、別途、専門員を4名配置してい

ます。

(2) 親族後見人支援の工夫

町田市では、親族から成年後見制度の利用相談を受けると、申立支援、親族後見人の支援まで、切れ目のないサポートを行う取組を始めており、親族後見人の連絡会を開催していました。しかし、親族後見人が集まらず、周知が難しい、申立支援を実施した親族のその後が分からない、親族後見人がどのようなことで困っているか分からないといった課題を抱えていました。そこで、福祉サポートまちだでは、親族が相談等で来所された際に、アンケートの協力依頼を行い、制度の利用意志の確認や、以下のような申立支援・親族後見人支援に関するセンターへの要望の有無等を確認することにしている。

- ① 申立て書類作成時に、電話、メール、面談による進捗状況の確認や相談に対応して欲しい。
- ② 家庭裁判所への提出書類（申立て時・就任後）について確認して欲しい。
- ③ 福祉関係機関（支援センター、ケアマネ等）との話し合いの場の調整をしてほしい。
- ④ 親族後見人として就任後に相談にのってほしい。
- ⑤ 親族後見人として就任後の福祉関係機関（支援センター、ケアマネ等）との顔合わせの場の調整をしてほしい。
- ⑥ 定期的な情報発信をしてほしい。

さらに、こうした初回のアンケートに引き続き、年に数回、親族（後見人）に状況確認等のアンケートを実施し、定期的なア

プローチを続けることで、具体的な支援に繋げていく事になっている。

また、町田市では、親族後見人を含めた後見人等に引き継ぎカンファレンスを実施しており、後見人等に就任した際に、後見人等の役割や、今までの状況・経過、今後の支援方針等を共有するため、支援関係者と後見人等の打合せの場をコーディネートする取り組みを行っています。

(3) 市民後見人養成と成年後見サポーター

町田市では、市民後見人の育成とあわせて、成年後見制度に関する正しい知識を持っている市民を地域に増やし、制度の啓発や周知の裾野を広げるため、成年後見サポーターというボランティアの仕組みを作りました。現在、約40名の市民が登録・活動しています。成年後見サポーターには、出張講座や親族後見人連絡会、パンフレットの発送等で協力してもらっており、地域に福祉サポートまちだという相談機関があることの周知にもつながっています。

4、町田市社会福祉協議会視察の所感

町田市では、成年後見等実施機関（中核機関）として2018年に福祉サポートまちだ事業充実検討委員会を設置して成年後見制度を先進的に取り組んでいます。北上市においても、町田市の取り組みを参考にして、成年後見制度に取り組むべきと考えます。

○高橋 久美子委員

趣旨

中核機関の立ち上げプロセスから10年以上経過している中で、これまで課題とされてきたことを専門職団体との連携、親族後

見人支援、授任調整会議などを通し、1つ1つ解決している。

所感

- ・市民後見人が育成されても、家裁で選ばれなければ活躍できない。町田市の委託先の中核機関では、裁判官を含めた様々な職種で話し合いを重ねている。被後見人にとって1番良い方法が話し合われていることに目から鱗です。
- ・当市に限らず、成年後見人制度の独自パンフレットでの広報、相談なども行われている。これまで保有財産の多い少ないで、全くコミュニケーションをとることなく、通帳管理だけで被後見人から毎月報酬を専門職が受け取るシステムが受け入れられなかった。町田の担当者から、他の市町村では現在でも昔ながらの慣例を行っているところもあるが、全てがそのような状況になっていない。弁護士と市民後見人が一緒に後見人になる場合もあり、被後見人にとって最善な仕組みが構築されていると感じた。
- ・当市は総合計画はあるが、それを生かすためには市民後見人への十分な補償の確保が必要だと感じた。1番は町田のように「被後見人にとって何が必要か」と考える体制を作ることが大事だと思った。

○昆野 将之委員

成年後見人を育成する養成コース。成年後見制度や、市民後見人に関する知識を身に付けて、ボランティア活動をする成年後見サポーターコース。興味や勉強だけできる聴講コースがあり、市民後見人に対するイメージのハードルを低くしていると感じた。成年後見人は敷居が高く感じるが、サ

ポーターコースがあると、自分もなれるのではないかと感じる。成年後見人の認知症が上がる有効な手段ではないかと思う。

○佐藤 恵子委員

町田市は2014年から地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、成年後見人の担い手を十分に確保する支援を始めた。（地域で身近な関係を活かし、後見人等業務を行うことが出来る知識、技量、人格を備えた市民後見人を育成する事を目的に、5期に分けて研修を重ねて来ており、2023年度以降に市民後見人が登録されるそうです。）

支援者の成年後見制度や成年後見人に対する捉え方

- (1)日常生活に関わる支援者の役割が重要
- (2)成年後見人は万能ではない

成年後見制度の本人の状態に合わせた柔軟な活用

- (1)類型や、代理権、同意権の変更
- (2)本人の状態に合わせた、成年後見人の交代

成年後見人の保佐人、補助人の育成をしている町田市は、素晴らしいことです。北上市も行うべきと思います。

○藤本 金樹委員

今まで、知っていたと思っていた事項について再度確認できたことと、理解の仕方について間違っていたことが確認でき後見制度の普及の在り方及び運営につて有意義な研修でした。以下項目別に自分として制

度の運営の理解が違っていた事、今後の運営に生かせるのではと考えられることを記載していきたいと思います。

- 1、裁判所より認定を受け、後見人が選定されているのですが、町田社会福祉協議会においてはその選定にあたり、本人と後見人になって欲しい方並びに社福の職員との事前マッチングを行い、裁判所より一方的選定としていないことはその後後見人と非後見人との関係に良い取り組みとおもわれた。
- 2、一度認定された方の変更はできないと思っていたが、町田社会福祉協議会では途中変更も受け入れているとお聞きし、全国的に一度後見人が選定されれば、生涯その方が受け持っている事への軋轢を耳にする状況では、制度の不備と捉えていたが対応されていることは目に鱗でした、大きな収穫と捉えております。
- 3、市民後見人育成について、全国的高齢者人口比率が上がっている状況を踏まえると、成年後見等の担い手を十分確保することは重要なことから育成に力を入れているやり方は参考すべきと思う。国の制度でも育成研修カリキュラムが示されており、育成に取り組むこととなっているが進んでいる自治体は少ないのではないだろうか。しかし、町田市では最初に青年後見サポーターとして登録し、いろいろなイベント等に参加して頂きながらふれあい内容を理解してもらいその後サポーターから市民後見人研修へ入って行くやり方はハードルが下げられ参考にできると思う。

○梅木 忍委員

- ・なぜ成年後見人制度が普及しないのか？うまくいっていないのでは？という疑問はでも自治体でも当然あるが、様々な課題を捉え的確に対処していこうという丁寧なプロセスが2020年の町田市成年後見制度中核機関の設置に繋がったのだろう。支援チームを支えているネットワークが素晴らしい。
- ・2021年に市民後見人育成コースに加え、市民への啓発の場としての成年後見サポーターコース・聴講コースを加えた事が大きな前進と捉えた。成年後見サポーターの活用が今後の課題と捉えていた。北上市内には何か人のためになることをしたいという意識の高い市民が多くいる。例えば高齢者へのお弁当配布には多くのボランティアが参加している。成年後見サポーター育成は北上市でも取り入れてはどうか。育成コースは基礎研修のカリキュラムに加え実習生活支援活動等いささかハードルが高そうなイメージを受けた。例えば会社勤めをしている方には無理だろうと感じる。
- ・受任までも流れも、最も重要と感じるコミュニケーションにおけるマッチングも盛り込まれており、なによりも市民後見人が選ばれるケースが多いというのもこれまでの成果であろう。これからの高齢者社会に向けてニーズは多くなる。まずはこの制度をさらに広く市民に知ってもらうことから始めてはどうだろう。